令和７年度　秋田市立仁井田小学校

いじめ防止基本方針

１　いじめの定義と基本的な考え方

（１）いじめの定義

> いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

（２）基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。本校では子どもたち一人一人が安心して学校生活を送り、自分らしさを発揮しながら様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止に取り組みます。そして、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもたちが十分に理解できるよう指導するとともに、学校、家庭、地域の連携の下、いじめの問題を克服できるよう取り組みます。

> ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。
> ・いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為です。
> ・いじめは、刑事罰が課せられたり損害賠償責任が発生したりする不法行為です。
> ・いじめは、子どもが入れ替わりながら、被害も加害も経験する場合があります。
> ・いじめは、見ようとしなければ見えないものです。
> ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方では解決できないものです。
> ・いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく「観衆」「傍観者」の存在など集団全体にかかわる問題です。
> ・いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題です。

本校では、いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添った丁寧な対応に努めます。また、いじめを行った子どもに心からの反省を促してその心の成長を支援するとともに、いじめを受けた子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで継続的に支援を行います。いじめの再発防止のために継続して子どもを注意深く観察し、定期的に子どもと保護者と面談します。また、いじめを生まない好ましい人間関係づくり、集団づくりに全職員が努めます。

２　いじめの未然防止のための取組

子どもたちの規範意識を高めるよう、あいさつ等の基本的な生活習慣および校内外での生活ルールの徹底を図るとともに、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図ります。また、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を

味わうことができるよう、好ましい人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。さらに、一人一人が授業を通して自己の成長を実感し、活躍することができるような「分かる・できるが実感できる授業づくり」に取り組みます。

（１）心が通い合う学級づくり、集団づくりの推進

・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもがそれぞれのよさを発揮し、活躍できる学級づくりをすすめます。また、幅広い交友関係を通して好ましい人間関係を築き、自己有用感や充実感を感じられる異学年グループ活動の充実を図ります。

・学校生活でのあらゆる機会をとらえ、いじめのない学校づくりの大切さについて、全校児童への指導を行います。

（２）生徒指導の三機能を生かした授業づくり

・「自己存在感を与える・共感的な人間関係を育成する・自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する」という生徒指導の三機能を踏まえ、一人一人の状況に応じた指導、自己の進歩や成長を実感できるふり返りなど「分かる・できるが実感できる授業づくり」を進めます。

（３）子ども主体のいじめ防止の取組の推進

・道徳科の学習、学級活動、児童会活動などにおいていじめ問題について考え議論する機会を設け、子ども自らがいじめ防止に対する意識を高められるようにします。

（４）体験活動の充実

・自分と友達の違いやよさに気付き、互いに認め合い、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、体験学習や交流学習、修学旅行、縦割りグループ活動などの充実を図ります。

（５）特に配慮が必要な子どもへの支援

・特に配慮が必要な子どもに対しては、全職員が共通理解のもと、常に目配り・気配りをし、その子どもに適した支援をします。また、必要に応じて外部の専門家の指導を仰ぎます。

（６）学校・家庭・地域と連携した道徳教育の充実

・学習予定や学習内容を学年通信等で知らせたりするなど、道徳科に関する情報提供に努めるます。また、道徳教育そのものの充実に向け、教材や指導法の見直しを随時行います。

（７）各種通信による広報活動

・校報や生徒指導だより、学年通信、ＰＴＡの懇談や専門部会、地域の協議会などで機会をとらえて学校の方針や取組をお知らせします。

（８）情報モラル指導の充実

・情報モラル教育の充実を図り、ネットいじめの未然防止に努めます。また、外部機関との連携による情報モラル講習会（３～６年生）を実施します。

３　いじめの早期発見のための取組

日頃から子ども、保護者とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとと

もに、複数の教師による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

（１）「仁井田小いじめ・不登校対策会議」での情報共有
・子どもの小さな変化や兆候、子どもからの訴えなどを学級担任が一人で抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「仁井田小いじめ・不登校対策会議」を毎月開催し、全職員が情報を共有し組織的な対応を行います。

（２）「なかよしアンケート」「ふれあい面談」の実施
・いじめに関する「なかよしアンケート」を毎月実施し、子どもから担任への相談の機会とするとともに、いじめの早期発見に努めます。また、担任が学級の全員と面談を行う「ふれあい面談」を７月に実施します。これらに限らず、必要に応じて状況を的確に把握するためのアンケートや面談などを随時行い、好ましい人間関係づくりや子どもたちの不安の解消に努めます。

（３）家庭学習ノートの活用
・子どもたちが生活や学習で感じていることや担任への相談などを、家庭学習ノートに自由に書くことを推奨し、子ども一人一人の理解に努めるとともに、子どもと担任とのコミュニケーションを深め、信頼関係をつくります。

（４）保護者面談の実施
・長期休業を利用して学級担任が保護者と面談し、子どもの家庭での状況や学校でのくらしぶり、友達関係などについて情報交換を行い、子どものよりよい成長について共通理解を図ります。

（５）Ｑ－Ｕアンケートの実施
・５年生全員が、５月にＱ－Ｕ（QUESTIONNAIRE―UTILITIES　－楽しい学校生活を送るためのアンケート－)を実施し、子ども一人一人の様子や人間関係の把握に努めるとともに、よりよい学級づくりや学級集団の改善に努めます。

（６）相談窓口の周知
・学級担任以外にも、必要に応じて学年主任、生徒指導主事、養護教諭、教頭などが子どもや保護者の相談窓口となります。
・学校カウンセラーの相談日をお知らせしたり、その他の関係機関を紹介したりして子どもや保護者のカウンセリングの場をつくります。

４　いじめの認知と組織的対応

いじめの認知にあたっては次のような状態であっても被害性に着目し、事実確認をします。
・けんかをしたり、ふざけ合ったりしている。
・好意的な態度で接していても、相手が苦痛と感じている。
・本人が否定しても、いじめられている状況が認められる。
・インターネットに悪口を書かれたことを、本人が知らない。

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり、他の業務に優先して組織的に対応します。対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添い、いじめを行った子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促し心の成長を支援します。また、いじめを行った子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

（１）いじめ対応のための組織の設置

・いじめ事案発生時には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、その他教員による「仁井田小いじめ対策委員会」を組織します。

・本委員会において、いじめ対応に関する具体的な方策について協議します。

・上記教職員に必要に応じてスクールカウンセラーを加え、情報の共有やいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

（２）迅速な事実関係の把握と適切な指導・支援

・いじめを行った子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて、状況を正確に把握します。

・いじめを受けた子ども及び保護者の心情に寄り添った丁寧な対応に努め、心のケアを図ります。

・いじめを行った子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促すとともに、心の成長を支援します。

（３）保護者との連携

・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。

・いじめを行った子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、いじめを受けた子どもが安心して学校生活を送られるようになるまで支援を継続します。

（４）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携、調整

・状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。

・状況に応じて関係機関（教育委員会、児童相談所、警察署、法務局等）と連携を図ります。

・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

（５）重大事態への対処

・重大事態（生命、身体または財産に重大な被害が生じる疑いが認められる状態）が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し対処について協議します。

５　いじめ解消の判断

いじめが解消された状態とは、次の要件を満たしている状態とします。

・いじめを受けた子どもの心理的、物理的影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも３か月以上継続していること。
・いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないと確認できること。

いじめが解消したと判断された場合でも、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、いじめを受けた子ども及びいじめた子どもを、保護者と連携して継続的に注意深く見守ります。

６　いじめ防止に向けた保護者や地域の方々との連携

校報やＰＴＡなどを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。
また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

（１）「校報『にいだ』」や「生徒指導だより『ふきのとう』」による情報発信
・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者とともに考えるようにします。

（２）ＰＴＡ等における説明・協議
・学年・学級における状況を随時説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえて協議検討し、よりよい対策を講じます。

（３）ホームページの活用
・「いじめ防止対策基本方針」を掲載し、本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。
・子どもたちの活動や学校の様子を公開することで、より開かれた学校をつくり、いじめが発生する要因を減らすことに努めます。

（４）相談窓口、相談機関の周知
・いじめだけでなく、友人関係や学習に関することなどに不安や心配を抱いている保護者のために、随時教育相談に応じます。
・スクールカウンセラーの相談日を随時お知らせします。
・学校やスクールカウンセラー以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

６　ＰＤＣＡサイクルを踏まえた年間計画

	主な学校行事など	特別活動	委員会
４月	子どもを語る会①	児童委員会活動開始	いじめ対策委員会 (PLAN)
５月	「見まもりたい」情報交換会 Ｑ-Ｕアンケート①	なかよしＧ活動Ⅰ （はじめまして） (DO)	いじめ対策委員会
６月	６年修学旅行 ５年まんたらめ宿泊学習	なかよしＧ活動Ⅱ （なかよし読書①） ペア学年で遊ぼうⅠ	いじめ対策委員会
７月	ＰＴＡでの道徳公開授業 ともだちアンケートⅠ ふれあい面談　(CHECK) 保護者面談	なかよしＧ活動Ⅲ （ふきっ子 オリンピック）	いじめ対策委員会
８月	校内研修会(ACTION)		**※いじめ対策委員会**
９月		なかよしＧ活動Ⅳ (みんなで遊ぼう①) ペア学年で遊ぼうⅡ	いじめ対策委員会
10月	子どもを語る会②　(P) 学習発表会（思いやりの心） Ｑ-Ｕアンケート②	なかよしＧ活動Ⅴ （なかよし読書②）	いじめ対策委員会
11月	みんなの登校日（授業公開） 教育講演会（外部の専門家） 「見まもりたい」情報交換会	なかよしＧ活動Ⅵ （なかよし会食①） ペア学年で遊ぼうⅢ	いじめ対策委員会 (D)
12月	ＰＴＡでの道徳公開授業 ともだちアンケートⅡ　(C) ふれあい面談 保護者面談	なかよしＧ活動Ⅶ (みんなで遊ぼう②)	いじめ対策委員会
１月	子どもを語る会③	なかよしＧ活動Ⅷ （なかよし読書③）	**※いじめ対策委員会**
２月	６年生を送る会 Ｑ-Ｕアンケート③	なかよしＧ活動Ⅸ (ありがとう６年生) 委員会引き継ぎ式 ペア学年で遊ぼうⅣ	いじめ対策委員会 (A)
３月	卒業式　修了式		いじめ対策委員会

※構成員全体の会議